

その他の保健事業

インフルエンザ予防接種の補助

年度内(4月～翌年3月)同一世帯4,000円限度

建設国保の組合員もしくは家族被保険者がインフルエンザ予防接種を受けた場合、領収書を添えて所属労働組合へ申請して下さい。

●申請に必要なもの

保険証と印鑑・領収書(予防接種を受けた人・接種日・接種の種類・医療機関名が記載されたもの)

健康教室の開催

組合員や家族を対象に、健康についての理解を深めていただけるよう、労働組合・支部主催で健康教室が開かれています。くわしくは所属労働組合へお問い合わせください。

宿泊旅行の補助(国内のみ)

建設国保が契約している旅行社で宿泊予約された場合、年度内(4月～翌年3月)2泊を限度に下記のとおり、宿泊補助しています。

契約旅行社	補助金額(1泊につき)	
	組合員	家族被保険者
JTB、日本旅行 近畿日本ツーリスト 阪急交通社	3,000円	2,000円 (大人も小人も同額)

- 利用可能店舗は建設国保のホームページに掲載しています。
- 一部利用できない店舗がありますので、申込み時に確認してください。
- 補助金以上の宿泊費用が発生した場合に限ります。
- 建設国保に加入している方に限ります。

利用方法

①旅行申込みする

旅行社に直接、宿泊予約します。

②「利用申込書」を準備

所属労働組合で「利用申込書」をもらってください。

③旅行社に「利用申込書」を提出

旅行社へ旅行代金を支払う際、必要事項を記入した「利用申込書」を提出します。旅行代金から補助金額を差し引いた金額を支払います。

